

理事、監事及び評議員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人鹿島病院定款(以下「定款」という。)第13条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員(以下「役員等」という。)並びに評議員選定委員会の外部委員の報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員選定委員会とは、定款第11条に定める評議員選定委員会をいう。また、外部委員とは、同条第2項に定める外部委員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、会議出席時の報酬その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事 定期報酬、賞与及び退任慰労金
 - (2) 非常勤役員 定期報酬、会議出席時の報酬及び退任慰労金
 - (3) 評議員 定期報酬、会議出席時の報酬及び退任慰労金
 - (4) 評議員選定委員会の外部委員 会議出席時の報酬
- 2 前項第1号及び第2号に定める役員の報酬等の総額は、その区分ごとに別表第1に定める額を超えない範囲で支給しなければならない。
- 3 第1項第3号の評議員の報酬等の総額は、定款第13条に定める額を超えない範囲で支給しなければならない。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退任慰労金にあつては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(常勤理事の報酬等の額の算定方法)

第4条 個々の常勤の理事に対する定期報酬の額は、その役職ごとに、別表第2に定める額を超えない範囲で、理事会で定める額とする。ただし、使用人を兼務する理事については、使用人としての給料、手当等の額を含め、別表第2の額を超えないようにしなければならない。

2 前項の決定にあたり、医師である理事に対する定期報酬の額については、医師としての勤務実績を考慮し、使用人を兼務する理事の定期報酬の額については、使用人としての従事状況を考慮して、決定するものとする。

3 常勤の理事に対する定期報酬(賞与を除く。)は、毎月25日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない

日)に支払うものとする。

- 4 常勤の理事に対する賞与は、毎年6月30日及び12月10日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)に支払うものとする。

(非常勤役員等の報酬の額の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する定期報酬は、6月30日及び12月10日(以下「支給基準日」という。)に在任する者に対し、同日に支給する。

- 2 各基準日ごとに支払われる、非常勤役員及び評議員1人当たりの定期報酬の額は52,631円とする。
- 3 第1項の支給基準日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その直前の金曜日を支給基準日とする。

(会議出席時の報酬)

第6条 非常勤役員等が、理事会、評議員会、監事監査及びこれに準ずる会議(以下「理事会等」という。)に出席した時は、報酬として1回当たり5,157円を支払う。

- 2 評議員選定委員会の外部委員が、評議員選定委員会及びこれに準ずる会議に出席した時は、報酬として、1回につき10,315円を支払う。
- 3 前2項に定める報酬は、会議に出席した都度、支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(退任慰労金)

第8条 役員等に対する退任慰労金は、評議員会で別に定める理事、監事及び評議員の退任慰労金に関する規則によるものとする。

(旅費及び費用弁償)

第9条 役員等及び評議員選定委員会の外部委員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払う。

- 2 評議員及び非常勤役員等が評議員会、理事会、監事監査及びこれに準ずる会議に出席したときは、一般職員に支給される旅費に相当する額を支給する。ただし、日当については、その経路の距離に応じ、別表第3に定める額とする。

(公表)

第10条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第11条 この規則の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則は平成15年5月30日から施行する。
- 2 この規則は平成15年12月4日から施行する。
- 3 この規則は平成20年11月18日から施行する。
- 4 この規則は平成22年3月30日から施行する。
- 5 この規則は平成23年11月24日から施行する。
- 6 この規則は公益財団法人への移行の日(平成24年4月1日)から施行する。

別表第1 報酬等の総額の範囲

| | |
|-------------|-----------|
| 理事のうち、常勤の者 | 6,000万円以内 |
| 理事のうち、非常勤の者 | 100万円以内 |
| 評議員 | 150万円以内 |
| 監事 | 50万円以内 |

別表第2 理事、監事、評議員に対する定期報酬(賞与を含む)の額の範囲

| 役 職 | 当該理事が医師でない場合 | 当該理事が医師の場合 |
|---------|--------------|------------|
| 代表理事 | 1,200万円以内 | 3,000万円以内 |
| 常務理事 | 840万円以内 | 3,000万円以内 |
| 理事 | 職員所定内報酬 | |
| その他の理事 | 100万円以内 | |
| 評議員及び監事 | 200万円以内 | |

別表第3 旅費における日当の額

| | |
|---------------|---------|
| 1.5km未満 | 0 円 |
| 1.5km以上16km未満 | 1,100 円 |
| 16km以上 | 2,200 円 |